

### 3 選挙権・被選挙権

#### 3-5 障害ある人の参政権保障

2017年11月19日  
選挙市民審議会共同代表  
片木 淳

##### (1) 歴史的な経緯・背景

###### 1) 障害ある人の参政権保障をめぐる裁判

###### ア 在宅投票（郵便投票）制度をめぐる裁判（1971年提訴）

1951年の統一地方選挙において、在宅投票制度を「悪用」した多くの「不正」投票があったことから、翌1952年、これが廃止され、代わりに、施設等に入所・入院している選挙人を対象とする不在者投票制度が導入された。この結果、投票所に行くことの困難な障害をもった在宅の選挙人は、投票機会が奪われてしまう結果となり、制度復活を求めて国会への要請を続けたが、事態は一向に変わらなかった。そのような中、1971年、重度障害をもつ佐藤亨如氏が在宅投票制度の廃止により選挙権行使の機会を奪われた等として、違憲訴訟を提起した。

1974年12月9日、札幌地裁小樽支部は、この訴えに対し、「一部の者について、投票の機会が奪われる結果となるような立法行為は、これをやむをえないとする合理的理由がない限り許されない」とし、原告のような身体障害者の投票を不可能あるいは著しく困難にした国会の立法措置は、その裁量の限度をこえ、これをやむを得ないとする合理的理由を欠くものであつて、国民主権の原理の表現としての公務員の選定罷免権および選挙権の保障ならびに平等原則に背き、憲法第15条第1項、第3項、第44条、第14条第1項に違反するとの違憲判決を下した。控訴審の札幌高裁も、1978年5月24日、憲法14条の平等原則の下、国会はすべての選挙人に対して投票の機会が確保されるようにする憲法上の義務を負い、したがって、障害をもつ人にも投票できるような制度を設けない、国会の立法不作為は憲法違反であるとした。

これに対して、最高裁は、1985年11月21日、障害をもつ人の選挙権保障という論点には正面から答えようとはせず、国会の裁量権を理由に、原告の請求を棄却した。

しかし、これらの間に、1974年6月には、公選法が改正され、歩行困難な重度の障害をもつ人に限ってではあったが、在宅投票制度の一部（郵便投票）が復活した（同法49条2項）。

（『障害をもつ人々の社会参加と参政権』等による。）

## イ ALS (筋萎縮性側索硬化症) 患者選挙権訴訟 (2000 年提訴)

しかし、上記の郵便投票制度は、上述のように、対象者を歩行困難な重度の障害をもつ人に限り、また、投票用紙に候補者の氏名を自書することを要求していた。

これに対し、2000 年 1 月 14 日、在宅療養中の筋萎縮性側索硬化症 (「ALS」) の患者が「郵便投票において代筆が認められない現行の選挙制度は法の下での平等に反する」として国家賠償等を求めて提訴した。2002 年 11 月 28 日、東京地裁は、原告の訴えそのものは退けたものの、その傍論で「原告らが選挙権を行使できる投票制度がなかったことは憲法違反と言わざるを得ない」と指摘した。

さらに、2003 年 2 月 10 日には、大阪地裁において、対人恐怖症で投票所に行けない知的障害の男性が「郵便投票制度を重度身体障害者に限った選挙制度は憲法違反である」として国家賠償等を求めた訴訟の判決が下され、原告の訴えそのものは退けられたが、判決の傍論で「現行制度は憲法の趣旨に照らして完全ではなく、在宅投票の対象拡大などの方向で改善が図られてしかるべきものである」との判断が示された。

以上の 2 つの判決を受けて、2004 年 3 月、公職選挙法が改正され、身体障害者手帳に免役の障害の程度が 1 級から 3 級までと記載されている人等及び介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護 5 と記載されている人について郵便での代理投票が認められた (2010 年 4 月 1 日からは、対象者がさらに拡大されている)。その際の附帯決議では、投票所だけでなく、自宅に出張する巡回の選挙管理委員などによる「動く投票所」などを検討することも明記された。

(以上、国立国会図書館「在宅投票制度の沿革—身体障害者等の投票権を確保する制度—」等による。)

## ウ 玉野裁判 (1980 年～)

1980 年の衆参同時選挙の際、和歌山県御坊市で言語に障害をもつ玉野ふいさんが、生まれてはじめて参加した候補者の演説に感激し、後援会申込書などを近所の 9 軒に配布したことが選挙違反 (法定外文書配布) とされた。玉野さんは「言語に障害をもつ私が、どうして文書を配布したら犯罪者なのですか」と訴えて裁判を争った。

1986 年 2 月 24 日、第 1 審の和歌山地裁御坊支部は、選挙の公正性確保と選挙運動規制に関する国会の裁量を理由として、玉野さんに、罰金 15,000 円、公民権停止 2 年の有罪判決を言い渡した。

控訴審 (大阪高裁) では、障害をもつ人の選挙活動の自由を問う裁判として多くの障害をもつ人たちが支援の輪を広げたが、1991 年 7 月 12 日、大阪高裁も、玉野さん側の主張を退ける判決を下した。すなわち、同判決は「障害者と健常者との間には実質的不平等がある」ことを認めながら、「言語障害者であっても、個々面接の際には筆談を」「電話での投票依頼は健常者とともに行うことができる」ので、「選挙運動の自由がまったく奪われているわけではない」とした。

さらに、最高裁に上告し、全国的に運動が広がる中、1993年8月16日、玉野さんが亡くなり、裁判は打ち切られた。

1995年、玉野さんを支援する会に参加していた人たちで、玉野さんの遺志を継ぎ、自由な選挙を実現するための活動を継続するため「障害をもつ人の参政権保障連絡会」（以下、「連絡会」という）を結成し、今日まで活動が推進されている。

（以上、連絡会「障害をもつ人の参政権保障をめざして」、法学館憲法研究所「玉野裁判」等による。）

## エ 代読発言要請拒否損害賠償請求事件（中津川市）（2006年提訴）

2002年10月、岐阜県中津川市議会の議員であった小池公夫氏は、下咽頭ガン手術により声帯を失い、発声が著しく困難となった。2003年4月の市議選で2期目の当選を果たしたが、文書での発言・ボードを使つての発言・同僚議員や職員の代読による発言などを希望しても一切受け入れられず、事実上、議会での発言を封じられていた。

2004年には1万4千筆の陳情署名、2005年には岐阜県弁護士会からの是正勧告を受け、同議会運営委員会は、原告が希望していない音声変換装置付きパソコンによる発言を指定した。2006年12月1日、市議会本会議において、原告の希望する方法による発言を認めるべきとの決議案が提出されたが、賛成5・反対27で否決された。これにより、代読発言を認めないとの被告らの意思がはっきりしたことから、2006年12月5日、「被告らは一貫して原告の希望する代読による発言を妨害し続け、原告の議員活動に著しい支障を与えた」として、これにより原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料を求めて提訴した。

2010年9月22日、第1審の岐阜地裁は、「確かに、原告は、表現の自由や自己決定権（障害補助手段を使用する自由や障害補助手段選択の自由を含む。）を有するもの」であるとして原告の主張を一部認めながら、地方議会は、憲法上に定められた地方公共団体の議事機関として、「その内部の組織や運営に関する一定の事項について、他の機関等から関与を受けることなく、自律的に決定し、処理する権限（自律権）を有する」ものであり、したがって、議会及び議長が議員の発言方法を制限することによって障害者である議員の表現の自由や自己決定権が制限されたとしても、同議員がこの発言方法等の制限によって障害者である故に議会へ参加する権利（参政権）を害されるなどの特段の事情のない限り、やむをえないものといわなければならないなどとし、市に10万円の支払いを命じたにとどまった。

2012年5月11日、控訴審の名古屋高裁は、障害を持つ議員の発言方法は、議会の自主性・自律性にゆだねられるとし、代読という手段を主張した小池さんの「自己決定権」についての明確な言及は避けたが、表現の自由と参政権に対する侵害は悪質だったと認定し、市に対して300万円の支払いを命じる判決を下した。

（以上、弁護士：林真由美氏 HP「中津川市議会における発声障がいをもつ議員へのい

じめ損害賠償請求事件（通称：小池事件）」（2012.2.22 更新）、『障害をもつ人々の社会参加と参政権』等による。）

#### オ 被後見人裁判（2011 年提訴）

2011 年 2 月 1 日、後見開始の審判（民法 7 条）により被後見人となったため、選挙権を奪われた女性（提訴時 48 歳）が、選挙権を侵害する公職選挙法 11 条 1 項 1 号の規定は憲法違反であるとして、原告が次回の衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることができる地位にあることの確認を求めて、東京地裁に提訴した（その後、さいたま、札幌、京都でも同様の裁判が起こされた）。

2013 年 3 月 14 日、東京地裁は、「法は、成年被後見人を、事理を弁識する能力を欠く者として位置付けてはおらず、むしろ、事理を弁識する能力が一時的にせよ回復することがある者として制度を設けている」とし、「そもそも憲法は、主権者たる国民には能力や精神的肉体的状況等に様々な相違があることを当然の前提とした上で、原則として成年に達した国民全てに選挙権を保障し、それらの国民に自己統治をさせることで我が国の議会制民主主義の適正な遂行を確保しようとしたものであると解され」、そのような憲法が、「成年被後見人について、自己統治をする主体である国民として選挙権を行使するに足る能力を欠くと宣明することはおよそ考え難い」とした。

また、「我が国の国民には、望まざるにも関わらず障害を持って生まれた者、不慮の事故や病によって障害を持つに至った者、老化という自然的な生理現象に伴って判断能力が低下している者など様々なハンディキャップを負う者が多数存在する」が、「そのような国民も、本来、我が国の主権者として自己統治を行う主体であることはいうまでもないことであって、そのような国民から選挙権を奪うのは、まさに自己統治を行うべき民主主義国家におけるプレイヤーとして不適格であるとして、主権者たる地位を事実上剥奪することにほかなら」ず、そのようなことが憲法上許されるのは、「やむを得ない事由」があるという極めて例外的な場合に限られ、それがない限り、様々なハンディキャップを負った者の意見が、選挙権の行使を通じて国政に届けられることが憲法の要請するところだとした。

そして、成年被後見人は選挙権を有しないと定めた公職選挙法 11 条 1 項 1 号は、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反すると判決した。

その結果、2013 年 5 月 27 日、国会においても、改正法が成立し、5 月 31 日公布、6 月 30 日施行され、7 月 4 日公示された参議院選挙では約 13 万 6,000 人の被後見人の選挙権が回復した。

なお、国は、この判決に対して、控訴し、法改正があった後も取り下げなかったが、同年 7 月 17 日、18 日、国と和解が成立し、訴訟は終結した。

（以上、杉浦「成年被後見人の選挙権訴訟 違憲判決と法改正そして選挙」等による。）

## 2) 「障害をもつ人の権利条約」とわが国の対応

2006年12月13日、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（「障害者権利条約」。以下、「障害をもつ人の権利条約」という）が採択され、日本政府も2007年9月28日、これに署名した。この条約は、障害をもつ人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害をもつ人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害をもつ人の権利の実現のための措置等について定めている。

その主な内容としては、(1) 一般原則（障害をもつ人の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、(2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害をもつ人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、(3) 障害をもつ人の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、(4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害をもつ人の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）、となっている。

(2) の「合理的配慮」とは、障害を有する人の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう（条約2条）、この「合理的配慮の否定」を障害に基づく差別に含めたことが本条約の特徴の一つとされている。

（以上、外務省 HP による）

そして、同条約29条においては、「政治的及び公的活動への参加」として、投票する権利や意思の自由な表明の保障などとともに、障害をもつ人が「差別なしに他のものと平等に政治に参加すること」が明記された（参考1）。

2010年6月29日、政府は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、「障がい者制度改革推進会議」の「基本的な方向（第一次意見）」を最大限に尊重し、我が国の障害をもつ人に係る制度の集中的な改革の推進を図るとし、障害をもつ人の政治参加について、次のとおり定めた。

- 障害をもつ人が選挙情報等に容易にアクセスできるよう、点字及び音声による「選挙のお知らせ版」について、同年執行予定の参議院選挙において全都道府県での配布を目指す。政見放送への字幕・手話の付与等については、関係機関と早急に検討を進め、2010年度内にその結論を得る。
- 投票所への困難なアクセスや投票所の物理的バリア等を除去するための具体的方策として、投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保に十分配慮するとともに、同年執行予定の参議院選挙において、投票所入り口の段差解消割合が100%（人的介助を含む。）となるよう、市町村選挙管理委員会の取組を促す。

2011年3月、総務省の「障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」は、上の閣

議決定を踏まえ、政見放送への字幕及び手話通訳の付与、点字及び音声による選挙情報の提供、投票所のバリアフリーなど投票環境の改善について提言した（その要約・抜粋は、参考2に掲載）。

2011年8月5日、障害のある人の権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行され、同法4条2項において「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮**がされなければならない」とした。

2013年6月19日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）が成立、同26日に公布され、『合理的配慮』の実施が、日本国政府や地方公共団体や独立行政法人や特殊法人については義務（強制）として、一般事業者については努力義務として位置づけられた。

この法律は、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めた上記障害者のある人の権利条約に基づき、2011年の障害者基本法の改正で規定された差別の禁止（同法4条）を具体化したものであり、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている（2016年4月1日施行）。

2013年9月27日、政府は、障害者基本法11条1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための障害者基本計画（第3次計画 平成25年度～平成29年度）を閣議決定した（参考3）。

2014年1月20日、わが国が「障害をもつ人の権利に関する条約」を批准した。

## （2）現行法の問題点／改革案

成年被後見人の選挙権を否定した公選法11条1項1号は憲法違反であるとした上記東京地裁判決（2013年3月14日）も述べているように、「我が国の国民には、様々なハンディキャップを負う者が多数存在するが、そのような国民も本来、我が国の主権者として自己統治を行う主体であることはいうまでもない」ことであり、「そのような国民から選挙権を奪うのは、まさに自己統治を行うべき民主主義国家におけるプレイヤーとして不適格である」とし、「主権者たる地位を事実上剥奪することにほかならない」ものである。

とりわけ、「市民の政治への参加を促進し、民主主義と地方自治のさらなる発展、向上を図」り、「多様な市民が選挙や政治活動に自由にアクセスする機会を保障するため」（2017年1月24日、選挙市民審議会「選挙・政治制度改革に関する中間答申」）、抜本的に改革すべき現行選挙制度の弊害は、まず、参政権を行使しようとする障害のある人たちの自由、活発な選挙活動の妨げとなって表れるものであり、その優先的な改革こそが全体の改革にもつ

なかるものである。まさに、「障害=固有のニーズをもつ人々の人権（固有の人権）を保障することは、すべての人の人間としての共通の人権（普遍的人権）を確立することに通じる」（『障害をもつ人々の社会参加と参政権』P. iii）ものである。

そのような考え方に立って、当選挙市民審議会は、2017年8月28日開催の第1部門会議において「連絡会」から表明された改革意見に対して、全面的な賛意を表すものである。そこで、以下、当日の同会の資料「障害をもつ人の参政権保障」も参考にしつつ、障害をもつ人の参政権保障に関する問題点と改革の方向性について、1) 選挙活動の自由化等、2) 投票する権利の保障、3) 政治や選挙に関する情報を受け取ったり、発信する権利の保障、4) 障害をもつ議員が自由に活動できる権利の保障の4点に分けて、問題点を指摘するとともに、解決策を提言する。

## 1) 選挙活動の自由化等

### ア 選挙運動の規制を撤廃し、自由な選挙を

いうまでもなく、選挙は、主権者である国民、住民がその代表を選ぶ手段であり、これが自由かつ公正に行われてはじめて、民主主義と地方自治の健全な発展を期することができる。そして、そのためには、候補者や政党だけでなく、市民一人一人が自由、活発に選挙活動を行うことができるとともに、選挙人として、候補者や政党、選挙活動を行う一般市民の主張、情報等に接する機会及び障害のある人をはじめ、すべての人が投票できる機会が与えられなければならない。

にもかかわらず、「べからず集」と揶揄されるわが国の公職選挙法は、選挙活動（選挙運動及び政治活動）に対して、諸外国に例を見ないような厳しい規制を行うとともに、選挙人が投票するにあたって、種々の規制を加え、自由で活発な選挙を妨げている。このような規制は、日本国憲法で保障された表現の自由や罪刑法定主義からいっても、障害のある人に対する「合理的配慮」の点からいっても放置できない問題であり、早急に抜本的な改革を行うべきである。

とりわけ、これらの規制は、上述のように、まず、参政権を行使しようとする障害のある人たちの自由、活発な選挙活動に対し、その妨げとなって表れることから、その優先的な解決が求められる。たとえば、上述の玉野裁判で、大阪高裁は、当時の公職選挙法では国民が自由に出来る選挙運動は①法定ハガキの郵送、②法定ビラの配布、③街頭における個々面接、④電話での選挙運動の4つしかないことを認めたが、このうち、①、②は候補者がやるものであって、一般市民の出来ることは③、④しかない。しかし、言語障害をもつ人は③、④は出来ないので、実質的には出来る選挙運動はないということになり、結局、障害をもつ人は選挙に参加し、行動することが出来ないということになる。

### イ 選挙期間の延長を

選挙期間が短くなっており、選挙情報が障害をもつ人に伝わる時間が十分に保障されていない。また、点字広報の義務化などを総務省に要請しても、期間が短いから出来ないなどと言われている。情報の伝達と取得・収集が保障されるよう、当面、その期間を延長すべきである。

将来的には、選挙運動規制のための選挙期間は、選挙運動規制の撤廃に伴い、これを廃止すべきである。

## ウ メールやFAXの自由な活用を

聞こえない人にとってのFAXは、聞こえる人の電話と同じであるが、電話で許される選挙活動が、FAXでは違反になる。諸外国では、FAXやインターネット、また文書での選挙運動は自由である。上述のように、日本でも選挙活動に対する規制を全面的に撤廃すべきである。

## 2) 投票する権利の保障

### ア 投票所の環境整備

- 近年、投票時間が繰り上げられ、投票所の設置数も減少している（1996年に約5万3千か所であった投票所が2012年には4万9千、約4000か所も減っている。さらに、2017年の10月の衆議院議員選挙では、4万7,741となり、2014年の前回より876か所（1.8%）減った（2017年10月19日付朝日新聞）。  
しかし、障害をもつ人が容易に投票できるよう、逆に、投票時間を延長し、投票所数を増やすべきである。
- 投票所の環境については、2016年の参議院選挙でも、入り口に段差があったり、入り口と投票所が同じフロアにないところが全国で約50%もあり、スロープや人的介護で対応するとされたが、簡易スロープが設置されているところは、そのうち15%にすぎなかった。段差があると車イスでは入ることが出来ない場合があり、人的対応をするといっても投票所の入り口には係員がいなくて、中に入らなかったとの訴えもある。
- 車椅子用の投票記載台（設置率81.4%）点字器の設置（設置率84%）、車イス用トイレの整備なども必要である。聴覚障害をもつ人のために手話のわかる係員の配置や、投票手続きの説明や注意のための張り紙を見やすい所に掲示する必要がある。視覚障害がある人が利用するガイドヘルパーは、利用できる時間が制限されており、また利用目的が限定されており、投票の時に自由に利用できるガイドヘルパーの保障が必要である。
- また、ワープロでしか意思表示出来ない人も多い。ALS患者の方は、額に取り付けたセンサーでワープロを入力し、意志表示をしている。投票などにワープロ

ロなどの機器の利用を認めるべきである。

(連絡会資料「障害をもつ人の参政権保障」による。)

## イ 障害に配慮した投票制度の改善

- わが国においては、投票日に投票所において投票することを原則とする「投票当日投票所投票主義」(公職選挙法 44 条 1 項)と選挙人が候補者の氏名を自書することにより投票を行うことを原則とする「自書投票主義」(同法 46 条 1 項)が採用されている。しかし、北欧などでは、すべての有権者が投票所だけではなく郵便投票など様々な方法によって投票が認められており、政党や候補者もシンボルマークがあつて、それを選べば投票できるなど、柔軟な対応がなされている。  
すべての人が選挙権を行使できるよう、わが国においても、上の 2 つの原則を柔軟に適用し、様々な投票手段を用意すべきである。
- 今日、コンピューターの普及・発達などにより、有権者の選挙権の確認は簡単に出来るようになっており、どこの投票所で投票しても、また他の郵便投票などを利用して投票しても何ら問題はないはずである。このような自由な投票方法になれば、聴覚障害をもつ人は手話通訳がいる投票所に行けば良く、車イスの人はエレベーターのある投票所に行つて投票し、投票所に行けない人は郵便で投票することが出来るようになり、多くの人の要望に応えることができる。  
現在、地方選挙においては、電磁記録投票法が 2002 年から施行され、数団体において、条例により電子投票が試行的に行われているが、今後は、国政選挙も含めて全面的に実施するとともに、将来的には、インターネットを利用して自宅から投票ができるように、その実現に向け、積極的に取り組むべきである。
- A L S 投票権裁判の結果によって国会で郵便投票の改善が行なわれた際、国会の附帯決議では、投票所だけでなく、自宅に出張する巡回の選挙管理委員などによる「動く投票所」などを検討することも明記された。にもかかわらず、その後、何らの動きもないので、これを早急に実施すべきである。  
また、昨年度の参議院選挙では、島根県浜田市で、投票所までの移動が困難となっている人に対して、市町村の判断で、投票所への巡回・送迎バスの運行、投票所までのバス、タクシーの無料乗車券の発行などが行われたが、他の自治体においても、このような取り組みをさらに進めるべきである。
- 障害をもつ人の投票所での代理投票では、「本人の意志がうまく伝わらなかった」「投票が拒否された」などの訴えが寄せられている。成年後見人制度の裁判を受けて国会で公職選挙法の 1 部改正が行われた際の国会での議論を踏まえ、代理投票を担当する選管や投票所の係員が障害をもつ人の状況に対する認識を深め、家族などからその人の意思表示のやり方などをしっかり聞き取り、柔軟に対応で

きる体制を整備すべきである。

- ・ 視覚障害をもつ人の点字投票での裁判所国民審査は、不信任の場合、その裁判官名をすべて点字で書かねばならない不自由なものとなっている。点字の投票用紙を用意するなど投票しやすい制度にすべきである。

### 3) 政治や選挙に関する情報を受け取ったり、発信する権利の保障

#### ア 政見放送などに手話・字幕の保障を

- ・ 聴覚障害をもつ人に必要な手話通訳や字幕の保障について、かつては立ち会い演説会で保障されていたが、立ち会い演説会が廃止され、テレビの政見放送になってから、衆議院選挙・参議院選挙の比例区、そして衆議院選挙の小選挙区については、政党が政見放送を作成する時に政党の判断で手話や字幕を付けることが出来るようになった。しかし、すべての選挙で政見放送は放映されておらず、参議院選挙の選挙区や都道府県選挙などでは手話・字幕などがつけられていないので、これら措置を早急に構すべきである。
- ・ 選挙の際、街頭演説などで手話通訳をつけることが保障されておらず、政党や候補者が手話通訳者を付ける場合、「選挙運動に従事する者のうち、専ら手話通訳のために利用する者」として「報酬を支払うことができる」とされており、公正・中立であるべき手話通訳者が「選挙運動員」とされなければ認められないことになっている。

手話通訳は、公営選挙とし、候補者等の求めに応じて、手話通訳が付けられるようにすべきである。

#### ウ 点字の選挙広報、また音声によるテープの広報の保障を

- ・ 視覚障害をもつ人のための点字広報は義務化されておらず、点字による選挙のお知らせとして発行がされているだけであり、すべての選挙で発行されてはいない。点字広報の義務化、また音声テープ化を進めるべきである。

### 4) 障害をもつ議員が自由に活動できる権利の保障

上述のとおり、岐阜県中津川市で言語に障害をもつ議員（小池公夫さん）が代読を求めたことに対し、市議会側がこれを拒否し、2003年から4年間の任期中に代読での発言が許されなかった。これに対し、岐阜地裁は「小池さんの自己決定権」を認めて一部勝訴、名古屋高裁では約300万円の損害賠償を命じた。

今後、障害をもつ議員の活動を保障するため、その活動の手段について本人に選択する自由（自己決定権）を認めるとともに、議員としての活動を支援するために必要な手段を講ずべきである。

### (3) 改革案

以上のとおり、障害をもつ人の参政権保障に関しては、多くの問題の解決が求められており、今後とも、1) 選挙活動の自由化等、2) 投票する権利の保障、3) 政治や選挙に関する情報を受け取ったり、発信する権利の保障、4) 障害をもつ議員が自由に活動できる権利の保障のそれぞれについて、現状とその問題点を踏まえ、早急に抜本的な改革に取り組んでいくべきある。

参考1 障害者の権利に関する条約（2006年12月13日、国連総会で採択、わが国は2007年9月28日署名、2014年1月20日批准）

#### 第29条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
- (i) 投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
  - (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
  - (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
- (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
  - (ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

【出典：外務省HP「外交政策 > 日本の安全保障と国際社会の平和と安定 > 人権・人道・難民 > 人権外交 > 障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」】

参考2 総務省「障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」報告書（平成23年3月、要約・抜粋）

## 第1 政見放送への字幕及び手話通訳の付与

- ・ 2011年4月1日以降に投票が行われる都道府県知事選挙について、都道府県選管と協議が整った日本放送協会及び一般放送事業者において録画される政見放送に、候補者が手話通訳を付与することができるよう、関係者は、必要な取り組みを進める。参議院（選挙区選出）議員の選挙の政見放送については、都道府県知事選挙における政見放送への手話通訳の付与の実施状況等を踏まえ、手話通訳の付与の導入に向けて検討を行う。
- ・ 次回の参議院議員通常選挙の比例代表選挙における政見放送から、参議院名簿届出政党等より申し込みがあったときは、政見放送に字幕を付すこととし、関係者はこれに向け、詳細なルールづくりを含め法制上必要な規定の整備や体制の確保など、字幕付与に係る必要な取組を進めることとする。
- ・ なお、参議院比例代表選出議員選挙以外の選挙の政見放送への字幕付与も、障がい者の投票環境向上の観点から重要な課題であるが、現時点では放送事業者の体制上、字幕付与が難しいという技術的な問題があること等から、これらの選挙に関しては、次回の参議院比例代表選出議員選挙における政見放送への字幕付与の実施状況等を踏まえ、引き続き関係者間で検討していく必要がある。

## 第2 点字及び音声による選挙情報の提供

- ・ 国政選挙や都道府県知事選挙における、点字又は音声による「選挙のお知らせ版」について、その内容を選挙公報全文とするとともに、視力に障害のある方の意向に沿うよう、点字版だけではなく、カセットテープ版、コンパクトディスク版及び音声コード付き拡大文字版を必要数、準備する。

その配布に当たっては、個人情報保護に十分留意した上で、

- ・ 必要とされる方を把握している障害者団体、点字図書館などに、配布を依頼する
- ・ 障害者団体や点字図書館などに、必要とされる方を把握していただき、そのリストの提供を依頼する
- ・ 都道府県や市町村の福祉担当部局や広報担当部局が、福祉関係の情報や広報誌の点字版などを送付する機会などを活用し、「選挙のお知らせ版」の配布希望を確認し、配布する

- ・ 障害者団体に属していない方がいつでも連絡できるよう、ホームページや広報誌に連絡先を掲載するなど、日常的に周知を行う

など、市町村、障害者団体、都道府県福祉担当部局や広報担当部局等と連携、協力して、必要とされる方に行き渡るよう十分配慮する。

- ・ また、知的障がい者など視覚障がい者以外の障がい者の方々にとっても音声による「選挙のお知らせ版」が有用となる場合があるため、その配布についても配慮する。
- ・ 指定都市市長選挙については、上記に準じた措置を講ずるよう努める。
- ・ 都道府県議会議員、指定都市以外の市及び町村の長、市町村議会議員の選挙についても、条例で選挙公報を発行している場合には、上記に準じた措置を講ずることが望ましい。
- ・ 以上の内容について、総務省は、4月の統一地方選挙や国政選挙に際して、各都道府県選挙管理委員会に要請する。

### 第3 投票所のバリアフリーなど投票環境の改善

- ・ 障がい者や高齢者の方々が投票しやすい環境をつくるため、次の内容について、総務省は、4月の統一地方選挙や国政選挙に際して、各選挙管理委員会に要請する。

- ・ 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間において、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障がい者や高齢者の方々の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずる
- ・ 投票所において、できる限り障がい者が利用しやすい駐車場を確保するよう努める
- ・ 投票所において、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、点字器、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮など、障がい者や高齢者の方々がより投票しやすい設備や備品を準備する
- ・ 投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる方には人的介助が可能であることについて、障がい者や高齢者の方々に周知する
- ・ 自書ができない方については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知する
- ・ 投票所において、プライバシーの確保等に留意した上で、障がい者や高齢者の方々に親切で丁寧な対応ができるよう十分配慮する

- ・ 中山間地域等における高齢者や障がい者の方々など、投票所への移動が困難な方々の投票機会の確保に十分配慮する

【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」「報告書」】

参考 3 障害者基本計画（第 3 次計画 平成 25 年度～平成 29 年度）（平成 25 年 9 月、抜粋）

## 9. 行政サービス等における配慮

### 【基本的考え方】

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行う。

### （2）選挙等における配慮等

- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。9-(2)-1
- 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人

の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。9-(2)-2

- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。9-(2)-3

【出典：内閣府 HP「内閣府の政策 > 共生社会政策トップ > 障害者施策 > もっと詳しく > 基本的枠組み」 「障害者基本計画（第3次計画 平成25年度～平成29年度）」 「本文（平成25年9月）」】

#### 【参考文献】

- ・ 『障害をもつ人の参政権保障を求めて』（川崎和代著、かもがわ出版、2006年）
- ・ 『障害をもつ人々の社会参加と参政権』（井上英夫、川崎和代、藤本文朗、山本忠編著、法律文化社、2011年）
- ・ 芝崎孝夫 「『障害をもつ人の参政権保障連絡会』の活動」（「ノーマライゼーション 障害者の福祉」 2009年1月号）
- ・ 障害をもつ人の参政権保障連絡会 「障害をもつ人の参政権保障をめざして」（2017年、選挙市民審議会第1部門会議における説明資料）
- ・ 国立国会図書館 「在宅投票制度の沿革－身体障害者等の投票権を確保する制度－」（ISSUE BRIEF NUMBER 419(Apr.8.2003)）
- ・ 法学館憲法研究所 HP「玉野裁判」
- ・ 「成年被後見人の選挙権訴訟 違憲判決と法改正そして選挙」（杉浦ひとみ著 2013年9月15日）